

不適正排出対策の今後のあり方について

答 申

(素案)

平成 29 年 月

市川市廃棄物減量等推進審議会

< 目 次 >

はじめに	1
1 家庭ごみの不適正排出対策について	2
(1) 対策を講ずるにあたっての基本的な考え方	2
(2) 対策の今後のあり方	3
2 事業系ごみの不適正排出対策について	6
(1) 対策を講ずるにあたっての基本的な考え方	6
(2) 対策の今後のあり方	7

はじめに

市川市では、平成 27 年 5 月に市川市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下「いちかわじゅんかんプラン 21」という。）を改定し、「資源循環型都市いちかわ」の実現に向けて、ごみの減量と資源化に一定の成果を挙げてきました。

また、平成 28 年度からはごみの減量・分別に関する広報・啓発を強化とともに、平成 29 年 4 月にはごみの収集回数の削減を実施し、さらなるごみの減量・資源化に向けた取り組みを進めています。

10

ごみの減量と資源化を進めていくためには、排出者である市民や事業者の協力が必要不可欠ですが、一部のごみ集積所においては、指定袋を使用しない、分別の状況が著しく悪い、収集日以外にごみを出すなど、ごみの排出ルールが遵守されていない状況があるほか、事業系ごみについても、ルールに違反して家庭ごみ集積所へ排出する事例や、容易に分別が可能な資源物が分別されずに排出される事例が一部に見受けられます。

20

いちかわじゅんかんプラン 21においては、目標を達成するために重点的に取り組む事項として、不適正排出への対策の強化が位置づけられており、ごみの減量・資源化及び適正処理を市民・事業者・行政の協働で取り組むための前提となる、排出者の責任の徹底を図り、公平性の高い対応を進めていくには、基本的な分別排出ルールに違反したごみへの対策をさらに強化していく必要があります。

25

このような経緯を踏まえて、本審議会は、平成 28 年 10 月 25 日に市長から「今後の不適正排出対策のあり方について」の諮問を受け、慎重に審議を重ね、本答申を取りまとめました。

30

1 家庭ごみの不適正排出対策について

(1) 対策を講ずるにあたっての基本的な考え方

- 5 さらなるごみの減量・資源化及び適正処理を進めていくためには、市民・事業者・行政が適切に役割を分担し、協働して取り組んでいくことが求められる。
- しかし、一部のごみ集積所においては基本的な排出ルールが守られていない現状があることから、排出ルールの遵守をはじめとする排出者の役割・責任を徹底し、公平性の高い対応を進めていく必要がある。
- 10 対策を講ずるにあたっては、市川市における不適正排出の現状・課題に対応するため、次の事項を勘案すべきである。

①地域特性等への対応

15 市川市は、市外からの転入者が多いことや、外国人が多いこと、全世帯の3分の2が集合住宅に居住しているなどの地域特性があり、これらの特性を踏まえた対策を検討すべきである。

また、市からの情報を周知しにくい自治会未加入者、単身世帯、外国人等への対策については、関係者との協力を含めた周知方法等の工夫が必要である。

20 ②排出ルールが守られない要因

排出ルールが守られない要因としては、「排出ルールを知らない」「排出ルールの勘違い」「排出ルールを守ろうとする意識がない」などが考えられるが、それぞれの要因に応じた対策を検討すべきである。

対策を進める前提としては、まずは、市民に対する基本的な排出ルールの周知の徹底が最も重要であるが、排出ルールを守ろうとする意識がない市民へは規制的手法も検討する必要がある。

③排出状況の悪い家庭ごみ集積所の調査結果

30 市川市の行った不適正排出対策に関するごみ集積所の調査結果において、集合住宅の排出状況が悪いことが確認されており、その中でも特に排出状況が悪い、小規模な賃貸の集合住宅については、特に重点的に対策を講ずるべきである。

(2) 対策の今後のあり方について

家庭ごみの不適正排出対策の今後のあり方としては、特に以下の項目について、重点的に取り組んでいくべきである。

5

①未然防止対策の強化

ア 基本的な排出ルールの周知の徹底

不適正排出対策を進める前提として、市民に対する基本的な排出ルールについての周知を徹底することが最も重要であり、対策を進めるうえでの基礎となる。

10

また、市外からの転入者が多い、外国人が多いなどの地域特性がある市川市においては、「市民に正確な排出ルールが伝わっていない」ことが不適正な排出が生じる主な要因として考えられる。

15

そのため、従来から実施している広報媒体等を用いた周知活動等の強化に加え、自治会、じゅんかんパートナー、外国人コミュニティ等との連携により広く市民を対象にした排出ルールの周知を図るべきである。

20

また、基本的な排出ルールの周知にあたっては、小学校等における環境学習が、将来世代への3Rに関する意識醸成や子どもを通じた親世代への働きかけのために有効であると考えられることから、取り組みを推進していくべきである。

なお、排出ルールの徹底にあたり、指定袋制等の基本的な排出ルールについては、条例等への明文化についても検討する必要がある。

イ ごみ集積所管理の強化

25

排出ルールに違反したごみが排出されにくいごみ集積所とするとともに、ルール違反ごみが排出された場合に啓発・指導をしやすい環境づくりを進めるため、パトロールや排出指導等を通じてごみ集積所等の管理を強化し、ルール違反の未然防止を図るべきである。

30

②ルール違反ごみへの対応の厳格化

ア ごみの取り残し（収集しない）の徹底

未然防止対策を実施したにも関わらずルール違反があるものについては、基本的な排出ルールの遵守を排出者に促すため、今後も継続して取り残しを徹底していくべきである。

なお、ごみの取り残しによって、悪臭、散乱等による周辺の生活環境や交通安全への影響が想定されるため、原則として取り残しを徹底するものの、生ごみの腐敗が進みやすい夏季や路上のごみ集積所の設置場所によっては、生活環境の保全や通学路の安全確保などについて留意するとともに、集積所提供者へも配慮して対応する必要がある。

イ ルール違反を繰り返す排出者への指導・罰則制度の検討

悪質なルール違反やルール違反が繰り返されるごみ集積所については、排出ルールを遵守させるため、排出者の特定のためのルール違反ごみの開封調査や、指導・罰則等の制度化についても検討すべきである。

なお、排出者特定のために開封調査を実施する場合には、プライバシーに配慮する必要がある。

また、指導・罰則制度の目的は、排出ルールを遵守してもらうことや違反抑止効果を期待するものであり、罰則を科すことを主な目的とするものではないため、罰則制度を導入した場合でも、罰則の適用にあたっては慎重に判断する必要がある。

③賃貸の集合住宅への対策

ア 所有者や管理者等の役割の明確化と連携の強化

集合住宅の所有者（貸主）、管理組合、管理業者等は、周辺環境の保全上、所有又は管理する物件（敷地・建物等）を適正に管理することが求められるほか、入居者に対しては、管理物件の使用上の注意や指導を行うことも可能な立場にあると考えられる。

また、賃貸の集合住宅には、市からの情報を周知しにくい自治会未加入者や、単身世帯、外国人等が多く居住していることから、不動産の仲介や管理を行う業者からの周知が有効であると考えられる。

そこで、集合住宅の所有者や管理者、仲介業者等との連携を強化し、不動産の賃貸借契約時や入居時における説明・周知や、管理物件の共用スペースやごみ集積所への掲示、入居者への指導等による対策を実施していくべきである。

なお、連携の強化にあたっては、集合住宅の所有者や管理者等の責任や役割について、条例への規定などの明確化を図ることも検討する必要がある。

イ ごみ集積所の敷地内への設置の義務化の検討

集合住宅の新築時においては、原則として市川市宅地開発条例に基づいて敷地内に集合住宅専用の集積所が設置されるが、既存の集合住宅の一部や条例の適用

を受けない小規模の集合住宅においては、敷地内に専用のごみ集積所が設置され
ておらず、近隣の戸建住宅などと共に道路のごみ集積所を利用しているケー
スがある。

このケースにおいて、集合住宅の居住者によって、継続して不適正排出がされ
ることにより、他の集積所利用者とごみ集積所を共用するうえで、良好な関係を
保持できなくなった場合等は、集合住宅の管理責任の明確化と周辺環境への配慮
の観点から、既存のごみ集積所から分離して、敷地内等へ別に集積所を設置する
ことについて、義務化することについても検討する必要がある。
5

2 事業系ごみの不適正排出対策について

(1) 対策を講ずるにあたっての基本的な考え方

5 さらなるごみの減量・資源化及び適正処理を進めていくためには、市民・事業者・行政が適切に役割を分担し、協働して取り組んでいくことが求められる。

しかし、一部の事業者において、事業系ごみの家庭ごみ集積所への排出や基本的な分別ルールを守らない排出など、不適正な排出が見受けられることから、排出ルールの遵守をはじめとする排出者の役割・責任を徹底し、公平性の高い対応10を進めていく必要がある。

対策を講ずるにあたっては、市川市の事業系ごみにおける現状・課題に対応するため、次の事項を勘案すべきである。

①排出事業者の責任

15 事業系ごみについては、排出者の責任のもと、基本的な分別ルールに沿って排出したものを、事業者自らが運搬もしくは処分するか、又は一般廃棄物処理業者に運搬もしくは処分させることが適正な処理となる。

このことから、排出事業者の責任及び事業系ごみの基本的な分別ルールについて周知し、排出事業者の意識の向上を図ることが重要である。

20

②搬入ごみの展開検査の結果

クリーンセンターに搬入される事業系ごみには、容易に分別可能な資源物や産業廃棄物の混入が見受けられる。この要因として、クリーンセンターの受入基準に則ったごみの搬入が徹底されていないこと、資源物の処理については、資源化処理が努力義務として取り扱われていることから、基本的な分別が行われていない現状が考えられる。
25

このことから、クリーンセンターの搬入時における対策を講ずる必要がある。

(2) 対策の今後のあり方

事業系ごみの不適正排出対策の今後のあり方としては、特に以下の項目について、重点的に取り組んでいくべきである。

5

①排出事業者への対策の強化

ア 収集運搬許可業者等と連携した広報・啓発の強化

不適正排出対策を進める前提として、事業者に対する排出者責任及び基本的な分別ルールについての周知を徹底することが最も重要であり、対策を進めるうえでの基礎となる。

10

そのため、従来から実施している啓発チラシの送付や個別訪問による排出事業者責任の周知の強化に加え、基本的な分別ルールや資源化方法等についてもチラシ等を用いて周知を徹底することが必要である。

15

そこで、排出事業者の業種や排出状況に応じた周知活動を行うことが効果的であることから、排出事業者の状況を把握している収集運搬許可業者や、独自に資源化ルートを持つ資源回収業者等と連携した広報・啓発を推進すべきである。

イ 家庭ごみ集積所に排出する事業者への指導の強化

20

事業系ごみを家庭ごみ集積所に排出するルール違反の事業者に対しては、事業者間の公平性を確保するためにも、開封調査や周辺住民等からの情報収集による排出事業者の特定を行い、個別の排出指導を強化し、ルール違反対策を徹底すべきである。

なお、排出事業者特定のために開封調査を実施する場合には、事業者情報等への配慮が必要である。

25

②搬入対策の強化

ア 搬入物展開検査の強化

30

クリーンセンターにおける搬入物展開検査は、排出された事業系ごみの分別の状況、業種別の排出傾向等が確認できるとともに、不適正なごみの搬入を水際で防止し、排出事業者や収集運搬許可業者への指導も可能となることから、有効な手段であると考えられる。

そこで、現在実施している搬入物展開検査を継続し、分別状況が悪いごみを搬入した業者への持ち帰りの指示などの改善指導や、検査回数を増やすなどの取り組みを強化していくべきである。あわせて、不適正排出した事業者への指

導については、収集運搬許可業者を通した分別ルール等の啓発チラシの配布など、収集運搬許可業者と連携した取り組みも進めていく必要がある。

この取り組みの強化は、不適正なごみの搬入の抑止効果が期待できることに加え、事業系ごみの排出実態が把握でき、事業系ごみの減量・資源化に向けた施策を検討するうえでの基礎資料を得られることからも、積極的に進めていくべきである。

イ クリーンセンターにおける受入基準の厳格な適用と受け入れ基準の見直し

さらなる基本的な分別ルールの遵守を徹底させるために、クリーンセンターの受入基準を厳格に適用し、受入基準に従わない排出事業者及び収集運搬許可業者に対しては受け入れ拒否を含めた指導を強化していくべきである。

また、燃やすごみに混入される容易に分別可能な資源物については、ごみの減量・資源化を促進するため、資源化可能な紙類の搬入制限について、受入基準の見直しを検討する必要がある。

あわせて、受入基準の見直しを行う際には、基本的な分別ルールを徹底するために、受入基準を遵守しない排出事業者及び収集運搬許可業者への指導制度の検討も視野に入れる必要がある。

なお、搬入制限の導入時においては、混乱を生まぬよう、一定期間の周知を行うなど、排出事業者及び収集運搬許可業者に配慮するべきである。

また、現在、やむを得ずクリーンセンターに搬入される資源物については、別降しスペースを設けることで資源化を図っているが、さらに資源化を進めためには、収集運搬許可業者に別降しスペースの活用の周知・啓発を行うとともに、利用しやすい環境を整備し、利用の促進を図るべきである。